

自動車保管場所届出書(新規・変更)の記載例及び記載要領

神奈川県警察

各項目には、

完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を正確に記入して

※ 数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。次の間違いがよく見受けられます。

ゼロ オー デー イ ニ セ ッ ト ハ ビー プ イ ー

[0とO又はD、 1とI、 2とZ、 8とB、 VとU]などに注意してください。

【新規・変更】該当する届出に○印をつけてください。

- ・新規：軽自動車の新車を購入する等、初めて届出をする場合
- ・変更：既に届出をしている軽自動車の保管場所を変更する場合、登録自動車の保管場所のみの変更をする場合

【自動車の区分】登録・軽

- いずれかに○印をつけてください。
- ・軽：軽自動車
- ・登録：軽自動車以外の登録自動車

別記様式第2号(第3条関係)

自動車保管場所届出書(新規・変更)			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
ホンダ	ET-80C	ET80C-101235	長さ 幅 高さ	33.5 14.2 11.0 センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	横浜市中区海岸通2丁目4番1号 日本マンション101号室			
自動車の保管場所の位置	横浜市中区海岸通1丁目28番1号 日本駐車場 NO. 5 (変更前)			
保管場所標章番号	990005460 (同一場所で届出をした車両がない場合は、記入する必要はありません。)			
上記の事項について届出をします。				
○○○ 警察署長 殿		〒(231-8403) 令和 年 月 日		
提出先は、保管場所を管轄する警察署です		届出者 住所 横浜市中区海岸通2丁目4番1号 日本マンション101号室		
		電話番号 (045) 211 局 1212 番		
		フリガナ カナガワ タロウ		
		氏名 神奈川 太郎		

【自動車の大きさ】
センチメートル単位で、右に
詰めて記入してください。
(ミリ単位は切り捨てる)

【使用の本拠の位置】
〔個人の場合〕
実際に居住する場所の住所
を記入してください。
通常は住民票の住所と同じ
です。《通常、勤務先は、個人
の使用の本拠とはなりません》
〔法人の場合〕
実際に営業を行う事業所の
所在地を記入してください。
(本社、営業所等の所在地)
《通常、役員の自宅や社員寮
等は使用の本拠とはなりません》

【保管場所の位置】
駐車場の所在地を住居表示
で記入してください。
※ 変更届出の場合は、()
内に変更前の位置を記入し
てください。

【保管場所標章番号】
届出者の住所と使用の本拠
の位置が同一で、さらに保管
場所が同一の代替車両がある
場合、その代替車両の標章番
号を記入することによって、
所在図の添付を省略するこ
とができます。

【届出者住所・氏名】
〔個人の場合〕
住民票又は印鑑登録証明書
の住所・氏名を記入してくだ
さい。氏名欄は、記名又は署
名のみでも可。

※氏名にはフリガナをつけ
てください。
〔法人の場合〕
登記簿又は印鑑登録証明書
の所在地・法人名を記入し、
法人の代表者名を併記してく
ださい。

保管場所の所有者	
自己単独所有	その他

【保管場所の所有者】
届出する保管場所の所有者に○印をつけてください。
自己単独所有・・・自認書を添付
その他・・・他人所有や共有の場合は、保管場所
使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約
書の写し等を添付

自動車登録番号	横浜 580 ○ 1234
車両番号	

届出をする自動車にナンバー(登録番号・車両
番号)がある場合に記入してください。

連絡先	記入不要
-----	------

※ 注意事項

- この書類は、3枚で1組となっていますので、太線枠内を黒色ボールペンで上から強く書いてください。(消すことのできるボールペンは使用不可)
- 届出書添付書面(次の書類をそれぞれ一通添付してください)
 - ・所在図と配置図
 - ・保管場所使用権原疎明書面(自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等)
 - ・軽自動車の届出で、すでに自動車検査証を取得している場合は、届出車両の確認のため、自動車検査証の写しを添付してください。
- 届出内容に不明な点がある場合には、別途、必要な書面の提出を求めることがあります。
- 届出することにより保管場所標章と保管場所標章番号通知書が交付されます。交付された通知書は、大切に保管してください。
- 軽自動車の届出については、届出制度適用地域にお住まいの方が、保管場所(車庫)の位置を管轄する警察署に提出することとなります。
適用地域～横浜市、川崎市、相模原市(津久井警察署管内は除く。)横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市
- この書類を届出者本人以外の方が作成した場合は、行政書士法違反となる場合があります。